○大阪市マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則

平成26年12月19日

規則第213号

（趣旨）

第１条　マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この細則の定めるところによる。

（除却等の必要性に係る認定の申請に係る添付書類）

第２条　マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「施行規則」という。）第76条の25第１項第３号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　耐震診断を行った者が作成した当該耐震診断の概要を記載した書類

(2)　耐震診断を行った者が建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省令第28号。以下「耐震改修促進法施行規則」という。）第５条第１項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類

(3)　申請に係るマンション（法第２条第１項第１号に規定するマンションをいう。以下同じ。）が法第163条の56第２項第１号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを市長が適切であると認めた者が証する書類

(4)　耐震改修促進法施行規則第33条第１項第１号の表に掲げる書類

(5)　建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第４項、第６条の２第１項若しくは第18条第３項若しくは第４項の規定により交付された確認済証の写し又はこれに代わる書類

(6)　建築基準法第７条第５項、第７条の２第５項若しくは第18条第22項若しくは第26項の規定により交付された検査済証の写し又はこれに代わる書類

(7)　その他市長が必要と認める書類

２　施行規則第76条の25第２項第３号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)　除却等の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和３年国土交通省告示第1522号。以下「告示」という。）第２から第５までに規定する調査を行った者が、告示第２から第５までにおいて当該調査を行うこととされている者であることを証する書類

(2)　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める図書

ア　法第163条の56第２項第２号に該当するものとして同条第１項の規定による申請を行う場合　次に掲げる図書

(ア)　方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(イ)　縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における申請に係るマンションの位置及び同マンションと他の建築物との別を明示した配置図

(ウ)　縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び面積を明示した各階平面図

(エ)　縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料を明示した２面以上の立面

図

(オ)　縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに申請に係るマンションの高さを明示した２面以上の断面図

イ　法第163条の56第２項第３号に該当するものとして同条第１項の規定による申請を行う場合　ア(ア)から(エ)までに掲げる図書

ウ　法第163条の56第２項第４号に該当するものとして同条第１項の規定による申請を行う場合　ア(ア)、(イ)及び(オ)に掲げる図書

エ　法第163条の56第２項第５号に該当するものとして同条第１項の規定による申請を行う場合　ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)に掲げる図書

３　前２項の規定にかかわらず、市長は、当該各項に定める書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（容積率等の特例に係る許可の申請に係る添付書類）

第３条　施行規則第76条の30第１項の規定による許可申請書には、それぞれ次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、市長が特に認めた場合には、平面図、立面図及び主要断面図を縮尺300分の１以上とすることができる。

(1)　次の表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び都市計画法（昭和43年法律第100号）に定める地域地区
縮尺600分の1以上の配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内におけるマンションの位置及び用途。申請に係るマンションと他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途、構造及び配置状況
縮尺200分の1以上の各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに工場にあっては作業場の位置、機械設備及び生産施設の位置
縮尺200分の1以上の2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上げ材料
縮尺200分の1以上の主要断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ、マンションの高さ並びに床、内壁及び天井の仕上げ材料
縮尺3000分の1以上の用途現況図	敷地付近（敷地境界線から200メートルの範囲をいう。）の建築物の用途状況

(2)　施行規則第76条の28の除却等の必要性に係る認定通知書の写し又はこれに代わる書類

(3)　その他市長が必要と認める書類

２　施行規則第76条の30第１項の規定による許可申請書のうち、工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するマンションに係るものについては、前項各号に掲げる書類のほか、別記様式の工場・危険物調書を添えなければならない。

（施行の細目）

第４条　この細則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附　則

この規則は、平成 26 年 12 月 24 日から施行する。

附　則（令和４年１月21日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年10月31日規則第121号）

この規則は、令和６年 11 月１日から施行する。

附　則（令和８年３月27日規則第12号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）（Ａ４）

工　場　・　危　険　物　調　書

工場関係事項	業種			作業場床面積						
				申請部分	㎡	申請以外の部分	㎡	合計	㎡	
	原料名		1日の処理量	製品名			1日の製品量			
	機械の種類		機械台数			原動機の出力 kw				
			新（増）設	既設	計	新（増）設	既設	計		
	合計									
	作業方法									

危険物関係事項		種類	用途	最大貯蔵量	最大処理量
	申請部分				
	申請以外の部分				
	合計				

備考	

（注意）(1)　「業種」欄には工場業態を分かり易く示すような工場種類名を記入してください。

(2)　「原料名」欄には工場に搬入されるときの原料の品名を記入してください。

(3)　「作業方法」欄には作業工程の順に従って具体的に記入してください。（外注部分はその旨を明記すること）

(4)　「備考」欄には工場創立年月日、略歴、過去の確認若しくは許可、工員数について、また、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 116 条第１項の表に掲げる危険物の２種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合にあっては、それぞれ同表の各欄の危険物の数量の限度の数値に対する貯蔵しようとする危険物の数値の割合などを記入してください。